

産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する Q&A

令和 3 年 6 月 16 日

経済産業省

法務省

本 Q&A において、以下に掲げる用語は、以下の意味で用いることとする。

用語	意味
法	産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 条）
附則	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 70 号）附則
省令	産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（令和 3 年法務省・経済産業省令第 1 号）
本法令	法及び省令
審査基準	産業競争力強化法第 66 条第 1 項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認に係る審査基準
会社法	会社法（平成 17 年法律第 86 号）
会社法施行規則	会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）
株主総会	株主総会に加え、種類株主総会を含むものとする。 なお、本 Q&A において、株主総会に関する会社法及び会社法施行規則の規定を引用している場合においては、種類株主総会にあっては、必要に応じて当該規定を種類株主総会について準用する場合のことをいうものとする。
場所の定めのない株主総会	場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあっては、場所の定めのない種類株主総会）
両大臣の確認	法第 66 条第 1 項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認
確認申請	両大臣の確認に係る申請
省令要件	法第 66 条第 1 項の経済産業省令・法務省令で定める要件（すなわち、省令第 1 条で定める要件）
本定款の定め	法第 66 条第 1 項の規定による定款の定め
延期・続行の議長一任決議	法第 66 条第 2 項の規定により読み替えて適用する会社法第 317 条括弧書（「場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信

用語	意味
	<p>に用いる通信の方法に係る障害により当該議事に著しい支障が生じる場合には当該場所の定めのない株主総会の議長が当該場所の定めのない株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議があるときに、当該決議に基づく議長の決定があった場合を含む。)の決議</p>

1. 両大臣の確認

Q1-1. 確認申請をするために、取締役会決議を行う必要がありますか。

- A 本法令において、確認申請をするために取締役会決議を行うことは、確認申請の要件とはされていません。

Q1-2. 上場会社に代わって、その株主（会社法第 297 条第 4 項の規定により裁判所の許可を得て株主総会を招集する株主等）が確認申請をすることも可能ですか。

- A 確認申請は上場会社自身がする必要がある（法第 66 条第 1 項）、上場会社に代わって、その株主が確認申請をすることはできません。
- なお、上場会社が両大臣の確認を受けており、当該上場会社の定款に本定款の定めがある場合（附則第 3 条第 1 項の規定により当該上場会社について本定款の定めがあるものとみなされる場合を含みます。）には、会社法第 297 条第 4 項の規定により株主が裁判所の許可を得て株主総会を招集するときについても、当該株主総会を場所の定めのない株主総会とすることは可能です（Q4-2. 及び Q3-4. 参照）。

Q1-3. 両大臣の確認は、場所の定めのない株主総会ごとに受ける必要がありますか。

- A 両大臣の確認は、本定款の定めを設ける定款変更（又は附則第 3 条第 1 項の規定により上場会社について本定款の定めがあるものとみなすこと）の要件であり、上場会社が両大臣の確認を受けており、当該上場会社の定款に本定款の定めがある場合（附則第 3 条第 1 項の規定により当該上場会社について本定款の定めがあるものとみなされる場合を含みます。）には、当該株主総会を場所の定めのない株主総会とすることが可能です（Q4-2. 及び Q3-4. 参照）。そのため、両大臣の確認は、場所の定めのない株主総会ごとに受ける必要はありません。

なお、場所の定めのない株主総会を開催しようとする場合には、その招集決定の時に省令要件を満たしている必要があります（法第 66 条第 2 項の「その招集の決定の時

において前項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当しない場合を除く」の部分)、また、その招集決定の時に省令要件を満たしていることについては、本法令においてその確認手続等の規定はなく、招集決定者において確認をすることになります (Q4-1. 参照)。

Q1-4. 確認申請から両大臣の確認が行われるまでには、どの程度の期間がかかりますか。

A 標準処理期間は、原則として1か月となっています (省令第2条第7項)。

Q1-5. 正式な確認申請に先立って、事前相談は可能ですか。

A 事前相談は可能です。事前相談の際には、経済産業省経済産業政策局産業組織課 (03-3501-6521) までご連絡ください。

Q1-6. 両大臣の確認には、有効期間がありますか。

A 両大臣の確認に有効期間はありません。

Q1-7. 確認申請は、本定款の定めを設ける定款変更をする株主総会 (附則第3条第1項の規定により本定款の定めがあるものとみなされた上場会社において当該定款の定めに基づいて場所の定めのない株主総会を招集する場合にあっては、当該場所の定めのない株主総会) の時期より、どの程度前から行うことができますか。

A 本法令において、特段の規定はありません。

Q1-8. 両大臣の確認を受けた後、省令要件を満たさなくなった場合には、両大臣の確認は取り消されますか。

A 両大臣の確認を受けた後、事後的に省令要件を満たさなくなった場合であっても、そのことをもって直ちに両大臣の確認が取り消されることはありません。
なお、上場会社が両大臣の確認を受けており、当該上場会社の定款に本定款の定めがある場合 (附則第3条第1項の規定により当該上場会社について本定款の定めがあるものとみなされる場合を含みます。) であっても、場所の定めのない株主総会を開催しようとするときは、その都度、その招集決定の時に省令要件を満たしている必要があります (法第66条第2項の「その招集の決定の時ににおいて前項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当しない場合を除く」の部分。Q4-1. 参照)。

Q1-9. 両大臣の確認を受けた後に、省令第1条第1号の責任者や、同条第2号及び第3号の方針の内容に変更があった場合には、改めて両大臣の確認を受けることや、両大臣に変更の内容を報告することが必要になりますか。

A 本法令において、当該場合についても、改めて両大臣の確認を受けることや、両大臣に変更の内容を報告することは必要とされていません。ただし、上場会社が両大臣の確認を受けており、当該上場会社の定款に本定款の定めがある場合（附則第3条第1項の規定により当該上場会社について本定款の定めがあるものとみなされる場合を含みます。）であっても、場所の定めのない株主総会を開催しようとするときには、その招集決定の時に省令要件を満たしている必要がある（法第66条第2項の「その招集の決定の時に前項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当しない場合を除く」の部分。Q4-1. 参照）ため、変更後の責任者や方針の内容について、場所の定めのない株主総会の招集決定の時に、それぞれ省令第1条第1号から第3号までの要件を満たしている必要があります。

Q1-10. 両大臣の確認を受けていた上場会社において合併や会社分割等の組織再編が行われた場合には、改めて両大臣の確認を受ける必要がありますか。

A 組織再編の後においても当該上場会社の法人格が維持される場合には、当該上場会社において改めて両大臣の確認を受ける必要はありません。他方で、組織再編により当該上場会社の権利義務の全部又は一部の承継を受ける他の会社については、当該組織再編によっても、当該上場会社から両大臣の確認を受けていた地位の承継を受けることはありません。

Q1-11. 両大臣の確認を受けた上で、附則第3条第1項の規定により上場会社について本定款の定めがあるものとみなして株主総会を場所の定めのない株主総会とした後に、本定款の定めを設ける定款変更をする場合には、改めて両大臣の確認を受ける必要がありますか。

A 当該場合には、改めて両大臣の確認を受ける必要はありません。

2. 省令要件

Q2-1. 省令第1条第1号の「通信の方法に関する事務の責任者」とは何ですか。

A 当該責任者は、場所の定めのない株主総会で用いる通信の方法の運用に係る事務や、省令第1条第2号及び第3号の方針に基づく対応に係る事務（これらの事務

のうち一部を外部の事業者に委託し、当該外部の事業者との連携が必要である場合にあっては、当該連携に係る事務を含みます。)を網羅する責任者をいいます。なお、必ずしも取締役である必要はありません(審査基準第1参照)。

Q2-2. 省令第1条第2号及び第3号の「方針」について、実際の場所の定めのない株主総会において、各社において定めていた「方針」の内容とは異なる対応をした場合には、そのことをもって株主総会の決議取消事由(会社法第831条第1項)に該当することになりますか。

A 法第66条及び省令第1条第2号や同条第3号は、両大臣の確認を受ける時及び場所の定めのない株主総会の招集決定の時にそれぞれの「方針」を定めていることを求めるものであり、それらの時点で「方針」が定められていれば、場所の定めのない株主総会において各社において定めていた「方針」の内容とは異なる対応をした場合であっても、そのことのみをもって法第66条及び省令第1条第2号や同条第3号の違反となるものではないと考えられます。他方で、「方針」が著しく形骸化していたことにより不適切な対応がなされる等して、「株主総会等の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき」(会社法第831条第1項第1号)に該当する場合には、株主総会の決議取消事由があると認められることとなります。ただし、当該違反が重大ではなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認められれば、いわゆる裁量棄却(同条第2項)によって請求が棄却されることはあり得ると考えられます。

Q2-3. 省令第1条第3号の「方針」について、場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信をするために必要となる機器について貸出しを希望する株主にその貸出しをすることとする場合において、当該機器を貸し出す株主の数を限定することとしても、同号の「方針」に該当することになりますか。

A 当該場合において、当該機器を貸し出す株主の数を限定することとしても、そのことをもって省令第1条第3号の「方針」に該当しないこととなるものではないと考えられます(審査基準第3②参照)。

Q2-4. 省令第1条第3号の「方針」について、通信の方法としてインターネットを用いつつ、インターネットの使用に支障のある株主のために電話による出席が可能なものを用いることとする場合において、電話による出席が可能な株主の数を限定することとしても、同号の「方針」に該当することになりますか。

- A 当該場合において、電話による出席が可能な株主の数を限定することとしても、そのことをもって省令第1条第3号の「方針」に該当しないこととなるものではないと考えられます（審査基準第3③参照）。

3. 定款の定め

Q3-1. 本定款の定めについて、定款にはどのように定めれば良いですか。

- A 定款には、例えば、以下のように定めることが考えられます。

①（種類株式発行会社でない上場会社）

「当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。」

②（種類株式発行会社である上場会社）

「当社は、株主総会（種類株主総会を含む。）を場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあっては、場所の定めのない種類株主総会）とすることができる。」

なお、定款において、株主総会の場所の定め（例えば、「当社の株主総会は、●●県●●市において開催する。」等）がある場合には、当該定めが場所の定めのない株主総会については適用がないことを明確化することも考えられます（例えば、「当社の株主総会は、●●県●●市において開催する。ただし、第●条第●項の規定に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合は、この限りでない。」等）。

Q3-2. 場所の定めのない株主総会を開催するにあたり、本定款の定めは、どの時点で必要ですか。

- A 場所の定めのない株主総会の招集決定を行う時点と、場所の定めのない株主総会当日の時点において、本定款の定めが必要です。

Q3-3. 本定款の定めがある上場会社が種類株式発行会社である場合において、その発行する種類株式のうち金融商品取引所に上場されていない種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会についても、場所の定めのない株主総会とすることが可能ですか。

- A 発行する株式のうち一部でも金融商品取引所に上場されている場合には、「上場会社」（法第66条第1項）に該当することとなり、その場合には、金融商品取引所に上場されていない種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を含め、株主

総会と各種類株主総会のいずれについても、場所の定めのない株主総会とすることが可能です。

Q3-4. 附則第3条第1項の規定について、上場会社が両大臣の確認を受けている場合には、会社法第297条第4項の規定により株主が裁判所の許可を得て株主総会を招集するときにおいても、附則第3条第1項の規定により当該上場会社について本定款の定めがあるものとみなして当該株主総会を場所の定めのない株主総会とすることは可能ですか。

A 可能です（附則第3条第2項括弧書参照）。

Q3-5. 上場会社の定款に株主総会の場所の定め（例えば、「当会社の株主総会は、●●県●●市において開催する。」等）がある場合においても、附則第3条第1項の規定により当該上場会社について本定款の定めがあるものとみなして株主総会を場所の定めのない株主総会とすることは可能ですか。

A 附則第3条第1項の「その定款の定め（株主総会又は種類株主総会の場所の定めがある定款の当該定めに限る。）にかかわらず」の文言のとおり、当該場合においても、同項の規定により当該上場会社について本定款の定めがあるものとみなして株主総会を場所の定めのない株主総会とすることは可能です。

4. 招集決定

Q4-1. 場所の定めのない株主総会を開催しようとする場合には、その招集決定の時に省令要件を満たしている必要がありますか。

A 場所の定めのない株主総会を開催しようとする場合には、その招集決定の時に省令要件を満たしている必要があります（法第66条第2項の「その招集の決定の時に於いて前項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当しない場合を除く」の部分）。

なお、その招集決定の時に改めて両大臣の確認を受ける必要はなく、その時に省令要件を満たしていることについては招集決定者において確認をすることになります。

Q4-2. 上場会社が両大臣の確認を受けている場合に、会社法第 297 条第 4 項の規定により株主が裁判所の許可を得て株主総会を招集するときにおいても、当該株主総会を場所の定めのない株主総会とすることは可能ですか。

A 可能です（法第 66 条第 2 項の「会社法第 297 条第 4 項…の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主」の部分。）。

Q4-3. 会社法第 297 条第 4 項の規定により株主が裁判所の許可を得て株主総会を招集する場合において、当該株主総会を場所の定めのない株主総会としようとするときには、その招集決定の時に省令要件を満たしている必要があると思いますが、省令要件のうち、省令第 1 条第 1 号から第 3 号までの要件について、上場会社において、同条第 1 号の「責任者」の設置や同条第 2 号及び第 3 号の「方針」の策定等をしておらず、これらの要件を満たしていない場合には、当該株主総会を場所の定めのない株主総会とすることはできないことになりますか。

A 当該場合についても、当該株主において、省令第 1 条第 1 号の「責任者」の設置や同条第 2 号及び第 3 号の「方針」の策定等を行うことにより、省令要件の各要件が満たされるときには、当該株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができるものと考えられます。

Q4-4. 場所の定めのない株主総会の招集決定の時に省令要件を満たしている必要があると思いますが、省令第 1 条第 2 号及び第 3 号の各方針に基づく対応としては、場所の定めのない株主総会に向けてその招集決定の前に行われるもの（システムの用意や対処マニュアルの作成等）が含まれていても良いですか。

A 同条第 2 号及び第 3 号の各方針に基づく対応としては、その招集決定の前に行われるものが含まれていても問題ありません。

Q4-5. 省令第 3 条第 2 号の「通信の方法」については、どのように定めれば良いですか。

A 省令第 3 条第 2 号の「通信の方法」としては、例えば、インターネットや電話等のように定めることが想定されます。なお、同号の「通信の方法」は、株主総会の招集通知の記載・記録事項となっています（省令第 4 条第 1 号）。また、「通信の方法」の定め方については、省令第 5 条第 3 項第 1 号（同号括弧書部分を除く。）、第 7 条第 1 号及び第 8 条第 1 号の「通信の方法」においても同様です。

Q4-6. 省令第3条第3号の「取扱いの内容」については、どのように定めれば良いですか。

A 株主が事前の議決権行使（会社法第311条第1項又は第312条第1項の規定による議決権行使）をした上で、当該株主が場所の定めのない株主総会の通信の方法を使用した場合に、事前の議決権行使の効力をどのように取り扱うかについての内容のことであり、具体的には、①当該株主が場所の定めのない株主総会のシステムにアクセス（ログイン等）をした時点で、事前の議決権行使の効力を失わせるという取扱いや、②当該株主が場所の定めのない株主総会の中で議決権行使をした時点で、事前の議決権行使の効力を失わせるという取扱い等が考えられます。なお、同号の「取扱いの内容」は、株主総会の招集通知の記載・記録事項となっています（省令第4条第1号）。

Q4-7. 場所の定めのない株主総会の招集決定の時に省令要件を満たしていないにもかかわらず、株主総会を場所の定めのない株主総会とした場合には、そのことをもって、株主総会の決議取消事由（会社法第831条第1項）や決議不存在事由（同法第830条第1項）に該当することになりますか。

A 当該場合には、「株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき」（会社法第831条第1項第1号）に該当し、株主総会の決議取消事由があると認められる可能性や、決議不存在事由（同法第830条第1項）があると認められる可能性はあります。なお、株主総会の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するとして決議取消事由があると認められる場合であっても、当該違反が重大ではなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認められれば、いわゆる裁量棄却（会社法第831条第2項）によって請求が棄却されることはあり得ると考えられます。

Q4-8. 会社法施行規則第63条第2号において、「…株主総会の場所が過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき…は、その場所を決定した理由」が株主総会の招集に係る決定事項とされていますが、場所の定めのない株主総会の招集の場合については、どのように考えれば良いですか。

A 場所の定めのない株主総会においては、株主総会の場所がないことが前提となるため、同号の規定の適用はないものと考えられます。

5. 招集通知

Q5-1. 省令第4条第2号の「情報の送受信をするために必要な事項」とは何ですか。

A 通信の方法としてインターネットを用いる場合には、例えば、場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信が可能なウェブサイトのアドレス（URL）や、ID・パスワードを入力してログインする等の行為が必要である場合にはその方法やID・パスワード等が想定され、通信の方法として電話による出席が可能であるものを用いる場合には、例えば、情報の送受信が可能な電話番号や、パスコードを入力する等の行為が必要である場合にはその方法やパスコード等が想定されます。

また、株主による質問や動議の提出、議決権行使等にあたって、株主が使用する機器においてマイク機能やカメラ機能を備えていること等が必要である場合には、そうした事項も含まれると想定されます。

なお、事前登録制（場所の定めのない株主総会の出席に先立って、所定の事前登録を求める制度）を採用する場合には、場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信が可能なウェブサイトのアドレス（URL）やID・パスワード等に代えて、事前登録の方法や、事前登録をした株主に通知されるべき事項（URLやID・パスワード等）の通知方法等も想定されます。

また、省令第7条第2号及び第8条第2号の「情報の送受信をするために必要な事項」においても同様です。

Q5-2. 場所の定めのない株主総会のシステムにアクセス（ログイン等）をするために株主ごとにID・パスワード等を設定する場合において、そのような各株主固有の事項についても、省令第4条第2号の「情報の送受信をするために必要な事項」として招集通知に記載・記録する必要がありますか。

A そのような事項も、省令第4条第2号の「情報の送受信をするために必要な事項」に該当すると考えられます（Q5-1. 参照）。ただし、同一の株主総会に関して株主に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しないとされています（会社法施行規則第66条第3項）。そのため、ID・パスワード等の各株主固有の事項を議決権行使書面に記載している場合には、当該事項について、招集通知に記載・記録する必要はありません。

Q5-3. 省令第4条第3号の「方針の内容の概要」については、どの程度の記載・記録が求められますか。

- A** 株主が「方針の内容」のうち重要な点を理解するために必要な事項を記載・記録することが必要となります。

例えば、省令第1条第2号の「方針の内容の概要」については、通信の方法に係る障害が生じた場合に関する具体的な対処マニュアルを作成すること等、同条第3号の「方針の内容の概要」については、場所の定めのない株主総会の招集にあたって、会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めた上で、株主に対して、議決権の行使を希望する株主のうちインターネットを使用することに支障のある株主については同法第311条第1項の規定による議決権の行使を推奨する旨を通知すること等が考えられます。

6. 運営

- Q6-1. 場所の定めのない株主総会において、代理人による出席を認める必要がありますか。**

- A** 場所の定めのない株主総会においても、代理人による出席を認める必要があると考えられます（会社法第310条）。

- Q6-2. 場所の定めのない株主総会における議事の送受信に用いる通信の方法は、議長や取締役等と株主との間の情報伝達の双方向性や即時性を確保するものである必要がありますか。**

- A** 株主総会が開催されたと評価されるためには、情報伝達の双方向性や即時性を確保する必要があると考えられ、場所の定めのない株主総会における議事の送受信に用いる通信の方法も、そのような要請を満たすものである必要があると考えられます。ただし、情報伝達の双方向性や即時性を具体的にどのような手段により確保するかについては、議長の権限（会社法第315条）に属する事項として議長の合理的な裁量に委ねられると考えられ、例えば、株主からの質問や動議をテキストメッセージで受け付けることとしても、そのことをもって双方向性や即時性が失われるものではないと考えられます。また、システムの性質として情報の送受信に軽微なタイムラグが生じる場合であっても、議事への参加に支障がないように運営がされているときには、軽微なタイムラグがあることのみをもって、情報伝達の即時性が失われるものではないと考えられます。

Q6-3. 場所の定めのない株主総会における議事の送受信に用いる通信の方法は、音声のみを伝達するものであっても良いですか。

A 本法令においては、場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法として、音声のみを伝達するものを用いることができないとはされていません。ただし、音声のみを伝達するものを用いる場合であっても、議事における必要な情報の送受信が可能であり、情報伝達の双方向性や即時性が確保されるものである必要があると考えられます（Q6-2. 参照）。また、株主との対話の充実という観点からは、議長や取締役等が発言をする場合にはその顔を映すことができる等、映像を伝達することができるものを用いることが望ましいと考えられます。

Q6-4. 場所の定めのない株主総会において、株主からの質問や動議を受け付けないという取扱いは可能ですか。

A 本法令において、株主からの質問や動議を受け付けないという取扱いを許容する規定はありません。会社法の原則どおり、株主からの質問や動議を受け付ける必要があります。

Q6-5. インターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保への配慮として、どのような対応が考えられますか。

A 当該配慮について、各社の状況を踏まえて、審査基準第 3①～③等で例示されているような事項について方針を定め、それに基づき対応することが想定されます。

7. 延期・続行

Q7-1. 延期・続行の議長一任決議における「議事に著しい支障が生じる場合」（法第 66 条第 2 項の規定により読み替えて適用する会社法第 317 条括弧書）には、どのような場合が含まれますか。

A 例えば、通信障害によって場所の定めのない株主総会の議事を適切に進行することに著しい支障が生じている場合（通信障害が生じ、そのまま議事の進行をして株主総会決議を行った場合にはそのことで決議取消事由（会社法第 831 条第 1 項）や決議不存在事由（同法第 830 条第 1 項）に該当する可能性がある場合等）等が含まれるものと考えられます。

Q7-2. 延期・続行の議長一任決議における「通信の方法に係る障害」（法第 66 条第 2 項の規定により読み替えて適用する会社法第 317 条括弧書）には、停電に起因するものや、場所の定めのない株主総会のシステムにおける不具合に起因するものも該当しますか。

A 「通信の方法に係る障害」については、「障害」の原因に関する限定はないため、停電に起因するものや、場所の定めのない株主総会のシステムにおける不具合に起因するものであっても、これに該当し得ると考えられます。

Q7-3. 延期・続行の議長一任決議における「通信の方法に係る障害」（法第 66 条第 2 項の規定により読み替えて適用する会社法第 317 条括弧書）には、運営側に帰責事由があるものも該当しますか。

A 「通信の方法に係る障害」については、運営側に帰責事由がないことは要件となっていないため、運営側に帰責事由があるものであっても、これに該当し得ると考えられます。ただし、延期・続行を目的として意図的に通信障害を生じさせて濫用的に延期・続行の決定を行う等、延期・続行の議長一任決議の趣旨に反して延期・続行の決定を行う場合には、当該延期・続行の決定や当該決定に従って行われた株主総会の決議等に法令違反等があると評価される可能性があると考えられます。

Q7-4. 延期・続行の議長一任決議は、取締役会決議で行うことも可能ですか。

A 延期・続行の議長一任決議は、場所の定めのない株主総会決議で行う必要があります（法第 66 条第 2 項の規定により読み替えて適用する会社法第 317 条）、取締役会決議で行うことでは足りません。

Q7-5. 延期・続行の議長一任決議は、場所の定めのない株主総会ごとに行う必要がありますか。

A 延期・続行の議長一任決議は、場所の定めのない株主総会ごとに行う必要があります。例えば、場所の定めのない株主総会の冒頭において、議長から、当該決議について説明をした上で、議場に諮り、当該決議を行うことが考えられます。

Q7-6. 延期・続行の議長一任決議に基づく延期・続行の決定をする場合において、通信障害によって、議長が当該延期・続行の決定を行う旨をその場で伝達することすら一切できないようなときには、株主に対して、当該延期・続行の決定の内容をどのように知らせることが考えられますか。

- A 例えば、会社のウェブサイトに掲載する等の方法により、株主に対して当該延期・続行の決定の内容を知らせることが考えられます。また、そうした場合に備えて、招集通知等において、場所の定めのない株主総会の運営に関して変更が生じた場合にその変更内容を知らせる方法等を記載・記録しておくことが望ましいと考えられます。

Q7-7. 延期・続行の議長一任決議において、延会・継続会の日時の決定も併せて議長に一任することも可能ですか。

- A 可能であると考えられます。

8. 通信障害

Q8-1. 場所の定めのない株主総会において通信障害が生じた場合に、どのようなときに決議取消事由（会社法第 831 条第 1 項）や決議不存在事由（同法第 830 条第 1 項）に該当し、どのようなときにこれらに該当しないと解することができますか。

- A 場所の定めのない株主総会において通信障害が生じた場合における決議取消事由（会社法第 831 条第 1 項）や決議不存在事由（同法第 830 条第 1 項）の該当性については、通信障害が生じたタイミングや通信障害が議事に与える影響等にも左右され、一律に結論付けることは困難であると考えられます。
- その上で、例えば、株主側の事情（株主側の通信環境の不具合等）により通信障害が生じた場合等には、それが決議取消事由となることはないと考えられます。他方で、採決のタイミングで、通信障害により大多数の株主の議決権行使が妨げられたような場合等には、決議不存在事由と評価される可能性があると考えられます。

9. 議事録

Q9-1. 省令第 5 条第 3 項第 1 号括弧書の「方針に基づく対応の概要」については、どの程度の記載・記録が求められますか。

- A 当該方針に基づいて行われた対応（や行われなかった対応）について、第三者がそのうち重要な点を理解するために必要な事項を記載・記録することが求められます。

例えば、省令第1条第2号の「方針に基づく対応の概要」については、通信の方法に係る障害が生じた場合に関する具体的な対処マニュアルを作成したこと等、同条第3号の「方針に基づく対応の概要」については、産業競争力強化法第66条第2項の規定により読み替えて適用する会社法第317条括弧書の決議について議場に諮り、出席株主の議決権の過半数の賛成をもって可決され、当該決議が行われたこと等が考えられます。

Q9-2. 場所の定めのない株主総会の場合の議事録においては、会社法施行規則第72条第3項第1号の「当該場所に存しない取締役…、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は株主が株主総会に出席をした場合における当該出席の方法」を記載・記録する必要はありませんか。

A 場所の定めのない株主総会の場合の議事録に関する省令第5条第3項においては、同号と同様の規定はなく、当該事項を記載・記録する必要はありません。

以上